

研究室の窓から



教育学研究の課題と

「教育基本法」

百々 康治

内閣総理大臣の私的諮問機関として設置された「教育改革国民会議」は、その「最終報告」を十二月二十二日に提出しました。注目すべきは「教育基本法の見直し」を提起したことです。「報告」のなかで「新しい基本法」についてかたり、そのために「新しい時代を生きる日本人の育成」、「伝統・文化など次代に継承

すべきものを尊重し、発展させていく」、「教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定する」という三つの観点を示しています。

「新しい時代」「日本人」「伝統・文化」をキーワードとして構想される「新しい基本法」をめざして、二一世紀を迎えようとするこの時期、意図的に「教育基本法の見直し」が声高に叫ばれる状況がつくりだされています。「神の国」発言で知られる森内閣総理大臣が、次の国会を「教育改革国会」と位置づけています。また、町村文部大臣・科学技術庁長官が「新しい基本法を書き下ろす寸構えで」といつています。このような動きと一体のものとしてその「報告」を理解することが必要ではないでしょうか。

「新しい基本法」の背後には、経済活動・企業活動に代表されるグローバル化にともなう「国家の壁」の瓦解とそれに対応するための「新たな国家の壁」の再構築、社会のあらゆる分野での個別的な

競争が一層激化することによりもたらされる人々の更なる「孤立化」・「分散化」とそれに対抗するために人々を「新たに統合する」必要性を、「日本人」という表現に込められていると考えられます。つまり、今あらためて「日本人」を強調し、「日本人」意識を覚醒することをめざす「日本人教育」の構想ではないでしょうか。その一翼を担うように、日本の近・現代史についてのキャンペーンが、「自由主義史観」を主張する西尾幹二氏、藤岡信勝氏らを中心として展開されています。一九九七年一月に結成された「新しい歴史教科書をつくる会」が、中学校社会科教科書をつくり旧文部省に検定を申請していますが、すでに「国民の歴史」として出版されています。

こうした動きが「新しい基本法」に収斂することを危惧しないわけにはいきません。「報告」が「教育基本法の改正の論議が国家至上主義的考え方や全体主義的なものになつてはならない」とあえて

付け加えたのは、まさしくそうした方向を志向する動きがあることを物語るものです。

戦後日本の教育を支えてきたとして、現実の教育が抱える諸問題を解決するためにも「教育基本法の見直し」が必要と
いうのでしょうか。むしろ、教育の現実が直面している事態を解決するには、「教育基本法」に敵対するように展開されてきた、「人的資源の開発」「人材養成」「能力主義」などと特徴づけられる教育政策とその背後にあるものこそが見直されるべきではないでしょうか。

長田新氏が『教育基本法』（宗像誠也編、新評社、一九六七）のなかで「私は、国の最高法規である憲法こそ国の教育法の基礎であって、その憲法から出てくる教育法、それが教育基本法であると思う。しかもこの教育基本法こそ国の教育の在り方を規定する唯一絶対の根拠でなくてはならない。しかもこのような意味を持つわが国の教育基本法が、教育学の根本

からみて妥当なことは実際不思議なくらいである。おそらく教育基本法の精神を
発展させたら、そこには世界歴史の現段階において最も完全な教育学が成立する
だろう」と語ったことを今あらためて思い起こします。

教育学研究は、人類史的遺産としての「教育基本法の精神」を、「学習権宣言」「子どもの権利条約」等に表示されたその後の人類的成果を精査し付け加えることをとおして、より豊かなものへと発展させるという課題にこたえる必要があります。と同時に、それが今日の困難な教育現実のなかにあつて、教育現実の困難を積極的に打開していくものであることをも示さなければなりません。

とど・やすはる
中京女子大学

